

## 募集要項に対する質問

質問番号	質問項目	質問内容	質問に対する回答
0-01	p. 2 3 (5) 事業内容	「付帯事業として隣接する運動公園の運営維持管理業務も実施する。」となっておりますが、本計画でどのような施設を取り込む必要があるのでしょうか。(運動広場用施設として、シャワー室やロッカー室等を本計画で取り込む必要があるのでしょうか。)	運動広場の利用者が利用する施設は必須条件ではありませんが、休館日でも外部から使用できるユニバーサルデザインを考慮したトイレ(オストメイト対応含む)、水道等について、規模を含めて提案してください。
0-02	p. 2 3 (5) 事業内容	募集要項2頁(5)に、ア～エの4部門の運営維持管理までが事業内容として記載されております。これは、施設の維持管理業務と理解して宜しいのでしょうか？ 要求水準書21頁 別紙2-1で、生涯学習センター運営業務を「学習・創造活動を支援する部門」に特定しております。 募集要項2頁(5)のイ「資料・情報部門」の運営業務は、貴町が行うと理解しておりますが、エの「管理・運営部門」の運営業務は、どちらが行うと理解すれば宜しいのでしょうか？ なお、確認のため、運営業務、運営維持管理の意味の違いを明確にご教示ください。	事業者の業務範囲は、募集要項の「3(7)事業の範囲」を参照してください。 なお、センター全体の管理は町が実施します。
0-03	p. 3 3(7)事業の範囲	資料・情報部門の運営・維持管理...については、町が自ら実施する。とありますが、喫茶の運営、新聞・雑誌・書籍・什器・備品等の設置も含まれるものと考えて宜しいのでしょうか。	ご指摘の通りです。
0-04	p. 3 3(7)事業の範囲 町が自ら実施する業務	募集要項3頁14～16行に、「なお、資料・情報部門～町が自ら実施する」とありますが、その業務を実施する企業又はその企業の選定方法をご提示下さい。	すでに、町内の各公民館図書室のネットワークが運用されています。そのシステムを活用し、図書館本館としての機能を位置づける予定です。企業の選定方法につきましては、今後検討します。
0-05	p. 4 3(8)事業スケジュール	施設建設完了から供用開始までの5ヶ月間で、書架の配架等の備品搬入、図書資料の搬入配架、情報機器の設置及び稼働確認、職員研修、開館準備(セレモニー)等をおこなうことを想定しているとのことですが、これらの業務に関して事業者ははどのような役割、責任を負いますか。	維持管理業務の一環として、備品搬入、図書資料の搬入配架、情報機器の設置に協力することを想定しています。 その他の業務については、町と優先交渉権者の協議によって定めます。
0-06	p. 5 4(3)応募手続き	今後、質問・回答の機会がないスケジュールとなっているようですが、事業収支の詳細検討、金融機関と融資交渉等を行っていく中で、必ず質問させて頂きたい事項が生じてくると考えられます。よって、資格審査の実施(平成14年11月1日(金))と提案書の受付(平成14年12月26日(木))の間に再度質問・回答の機会を設けて頂きたいと考えますがいかがでしょうか？	ご指摘を踏まえて検討します。
0-07	p. 7 4(5)参加資格要件	プロポーザルに参加する事業者は、類似施設の運営維持管理に関する実績等は、問われないのでしょうか。	基本的な資格要件には含まれませんが、必要に応じて提案書の該当様式に含めてください。
0-08	p. 7 4(5)ア参加者の構成等(ウ)	企業グループにより参加表明した場合、代表企業については、いかなる場合も変更できないのでしょうか。	代表企業の変更は認めません。
0-09	p. 8 4(5)イ(イ)経営状況	納税証明書は、平成12年度・平成13年度の2年間の書類を提出すればよいと理解して宜しいでしょうか？その際必要な納税証明書は、下記のうち、どの書類が必要となりますでしょうか。 ・その1(納付税額の証明) ・その2(未納税額がないことの証明) ・その3(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことの証明)	納税証明書は、平成12年度・平成13年度の2年間の書類を提出してください。 その際は、その2(未納税額がないことの証明)が必要となります。
0-10	p. 9 4(5)ウ(ウ)提出書類の取扱い・著作権	町が選定されなかった提出書類を公開する場合には、事前に応募者の承諾を得た後に公開するものと理解して宜しいでしょうか。	選定されなかった提出書類についても、情報公開の観点から、町の判断で公開させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

0-11	p. 10 5(2)審査・ 選定基準	審査方法は、事業者選定基準書記載の全審査項目について各審査委員の方10名が全ての項目に対し個別に審査する方法をとられるのでしょうか。それとも、項目、分野毎に、委員の方がご専門の範囲にあわせて担当分けされるのでしょうか。	各審査委員が全ての項目に対して個別に審査する方法を想定しています。
0-12	p. 11 5(2)イ審査・選定結果の公表	審査・選定結果に対して異議を申し立てることはできないとありますが、選定(および落選)の理由は十分に開示されるのでしょうか。	十分な情報を開示します。
0-13	p. 11 5(2)イ審査・選定結果の公表	審査・選定の結果の公表は、平成15年3月の前・中・後のいずれを予定されているのか、概ねの日程をご教示ください。	選定委員会の最終回(公開)を平成15年3月に予定しておりますが、日程は調整中です。正式な結果の公表は町議会の議決後(平成15年6月)を予定しています。
0-14	p. 12 6(2)ア設計及び建設に要する費用	「ア 設計及び建設に要する費用」は、施設の完成確認、引き渡しをもって確定債権として確立されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。
0-15	p. 12 6(2)ア 設計及び建設に要する費用(ウ)	割賦代金の適用金利につきまして、「全国銀行協会が公表する日本円TIBORを5年でスワップして得られる円の固定金利を基準金利」とするとされておりますが、「TIBORを5年でスワップして得られる固定金利」は公示されておらず、基準となる金利が特定出来ないものと思われます。基準金利の具体的な把握方法をご教授下さい。	その他のご指摘も踏まえて、割賦金利を「日本円TIBORを5年でスワップして得られる円の固定金利」から「日本円TIBORをベースとして、事業者の提案に基づく基準金利」に変更します。従って、基準金利、スプレッド、基準金利の設定方法はいずれも応募者の提案に委ねるものとします。
0-16	p. 12 6(2)ア 設計及び建設に要する費用(エ)	割賦代金の支払いにつきまして、平成18年4月から平成38年3月までが割賦の対象期間になるものと理解しておりますが、一方、割賦金利の基準日につきましては平成18年5月31日、平成23年5月31日、平成28年5月31日、平成33年5月31日とされております。この場合、基準金利を確定する年度の4月、5月分の金利計算に、当年度より適用される基準金利を適用することが出来なくなると理解しております。従いまして、金利の基準日を平成18年及び各見直し年度の3月31日の2営業日前等に変更して頂きたく、ご検討をお願い致します。	その他のご指摘も踏まえて、割賦代金の支払回数を変更に平成18年1月～平成38年4月の82回に変更し、割賦金利の基準日を平成17年10月1日の2銀行営業日前、平成23年4月1日(同)、平成28年4月1日(同)、平成33年4月1日(同)に変更します。
0-17	p. 12 6(2)ア(エ)割賦金利の基準日	割賦金利の基準日がそれぞれ5月31日となっておりますが、契約条件規定書 P.26別紙4 - 2 1 (1)設計及び建設に要する費用 によれば、それぞれ5月30日となっております。契約条件規定書の内容を優先させる、という理解で宜しいでしょうか。	質問0-16を参照してください。
0-18	p. 12 6(2)ア設計及び建設に要する費用(オ)	割賦代金の元金に相当する費用に「町への施設等所有権移転業務に要する費用」が含まれていますが、所有権移転業務の意味するところは、事業者が一旦保存登記を行い、その後町に移転登記する手順をとり、それらの登記費用を事業者が負担し、割賦代金の元金に含めるということでしょうか。	原則として、登記費用及び不動産取得税は割賦代金の元金に含めてください。ただし、関係機関との協議によって不動産取得税が非課税となった場合は、割賦代金の元金を見直すこととします。
0-19	p. 13 6(2)イ運営維持管理に要する費用(ア)	S P Cが町に提出する初回の業務完了届にはどのような項目を記載する予定なのでしょうか。施設の供用開始が平成18年3月なので、業務完了届の初回は平成18年6月でよいのではないのでしょうか。	初回の業務完了届の項目は次回以降と同様、契約条件規定書の別紙4 - 5に準拠していただきます。開館準備期間中の維持管理業務に関する業務完了届を提出していただく必要があるため、初回を平成18年3月としました。支払回数を見直しと併せて、初回を平成18年1月に変更します。
0-20	p. 13 6(2)イ運営維持管理に要する費用	第1回の運営維持管理に要する費用支払時期は、本件工事費支払と同様の平成18年6月25日で良いのでしょうか。また、運営維持管理に要する費用とは、開館日以降の運営維持管理費を指しているのでしょうか。	その他のご指摘も踏まえて、運営維持管理費の支払回数を平成18年1月～平成38年4月の82回に変更します。詳細については、別途公表する「別添資料5 本事業に係るスケジュール」を参照してください。

0-21	p. 13 6(2)イ運営 維持管理に 要する費用	「維持管理業務に要する費用(大規模修繕を除く)」と記載されていますが、お考えになっている大規模修繕の範囲・定義について、ご教示ください。	契約条件規定書の「第1条(定義)(25)」を参照してください。
0-22	p. 13 6(2)イ.維 持管理運営 に関する費 用、(工)	町は、モニタリングの結果SPCへの支払を変更できる旨の記載がありますが、支払の変更に關する、具体的な規準・程度・増額もあるのかについて、お示しください。	契約条件規定書の別紙4-3を参照してください。なお、増額は想定していません。
0-23	p. 13 6(3)ア 債 権の譲渡	「SPCが債権を譲渡する場合には、事前に町の承諾を得ること」とされておりますが、債権譲渡を前提とした提案も受け付けて頂けると理解してよろしいでしょうか。その場合、「支払請求権(債権)は一体不可分」の取扱いは緩和されるものと理解してよろしいでしょうか。	提案時に債権譲渡を前提としても構いませんが、実際の譲渡に際しては、事前に町の承諾を得ていただきます。また、一体不可分の取扱いの緩和は想定していません。
0-24	p. 13 6(3)イ 債 権への質権 設定及び債 権の担保提 供	括弧書きの内容から勘案して、町の事業実施に影響が生じないと判断される場合は担保設定することにつきご承諾いただくと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。
0-25	p. 14 6(4)イ.各 種申請時	SPCは申請が受理された段階で、次の図書を町に提出すると思いますが、提案書提出時には、提案書の様式、提出枚数から詳細設計の内容までは盛り込むことが困難と思われる。施設の詳細設計は、優先交渉権者として選定された後に、選定された事業者が行うという解釈でよろしいでしょうか。その場合、詳細設計に要する適当な期間をお考えいただけるのでしょうか。	詳細設計は選定された事業者が実施します。このため、建設期間には詳細設計に要する期間を見込んでいます。詳細は応募者の提案に委ねるものとします。
0-26	p. 14 6(4)イ 各 種申請時、 工 工事完 了時	SPCが町に提出すべき図書の中に構造図が含まれておりませんが、必要と考えるよろしいでしょうか。	提出してください。
0-27	p. 15 6(5)ウ. モ ニタリング	供用の中断その他本事業の実施に重大な影響を与えた場合、支払を減額できるものとする。とありますが、支払が減額される「供用中断の期間」「重大な影響の定義」について、お示しください。	契約条件規定書の別紙4-3を参照してください。なお、ご指摘の点に関する町の判断に疑義が生じた場合は、関係者協議会で協議することとします。
0-28	p. 15 6(6)業務の 委託等	SPCもしくは構成企業が本事業の業務の一部を“協力会社”に委託する場合は事前に町の承諾を得なければならないと有りますが、  協力会社の定義をご教示願います。  構成企業がSPCより業務全般を受託し、その一部を構成企業の責任において別会社に再委託する場合(例えば警備業務の一部等)も町の承認を得る必要があるということでしょうか。	については、契約条件規定書の「第1条(定義)(12)」を参照してください。 については、契約条件規定書の「第23条(建設期間中の第三者への委託)」及び「第35条(運営期間中の第三者への委託)」を参照してください。
0-29	p. 16 6(7)土地の 使用等	契約締結後は工事着工までの設計期間も含めて土地の管理は事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。	土地の管理については、着工までは町が、着工後は事業者が実施します。
0-30	p. 16 6(7)土地の 使用等	建設時、並行してすすめられるグラウンドや道路の整備工事の詳細な工程内容や本件工事との取り合いや調整方法についてご教示ください。また、特に施工上、生涯学習センターの対象地以外の敷地を、一部一時使用することは可能でしょうか。説明会において、町道837号の施工開始は、本件工事完成後とのご説明があったかと思いますが、竣工、使用開始時もふくめ改めて確認並びにご教示願います。	(仮称)杉戸町国体記念運動広場整備事業は、植栽工事を除き平成15年12月15日に完成予定。本件工事との取り合いや調整方法については、町と選定された事業者の間で協議します。また、施工上の業務は提示された敷地内での実施を前提に検討してください。町道837号線の施工時期は、平成17年10月から平成18年2月を予定しています。
0-31	p. 16 6(9)ウSPC への出資者	構成企業の持ち株比率は50%超が条件となっていますが、その対象には劣後ローンや匿名組合出資は含めさせていただきますでしょうか。	持ち株比率には劣後ローンや匿名組合出資は含まれません。

0-32	p. 16 6(9) E S P Cの株式の譲渡	本項の株式譲渡制限は新株発行についても適用されるのでしょうか。	ご指摘の通りです。
0-33	p. 17 6(10) 町と S P Cの責任分担	事業者が実施する設計・建設・運営維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。とありますが、2002.9.9に公表された質問回答等によると、事業者の職員と町の職員が同じ施設内で業務を行うことが想定されます。第三者への賠償責任問題等が発生した場合の、責任の所在に関する町の考え方を示してください。	契約条件規定書の「第40条(第三者に及ぼした損害)」及び「第41条(リスク分担)」を参照してください。
0-34	p. 17 6(11) 契約保証金	契約保証金の額及び支払方法(現金、国債、地方債等)をご教示ください。また、いつのタイミングで納付すれば宜しいのでしょうか。	契約金額(運営維持管理に要する費用を含む)の10分の1以上に相当する額を契約締結後速やかに納付していただきます。納付方法は現金のほか、下記いずれかに代えることができます。 1. 国債及び地方債の証券 2. 鉄道債権その他政府の保証のある債券 3. 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券 4. 銀行が振出し(又は支払保証)した小切手 5. 銀行が引受け(又は保証若しくは裏書)した小切手 6. 銀行に対する定期預金債券 ただし、事業者が契約条件規定書に定める履行保証保険を付保した場合は、契約保証金を免除します。
0-35	p. 17 6(11) 契約保証金	契約保証金を免除していただけるか否かは、参加表明時に提出する“様式5”の内容により判定されるのでしょうか。また、その判定結果は参加資格の審査結果をご通知いただく時に併せてご通知いただけるのでしょうか。	様式5の内容により、町が個別に判定します。判定結果は参加資格審査結果と併せて応募者に通知します。
0-36	p. 17 6(11) 契約保証金	「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合」とは、具体的にはどのような場合を想定していますか。	過去に契約不履行等の重大な過失の実績がない場合を想定しています。過失の有無については、様式5の内容をもとに、町が個別に判定します。
0-37	p. 17 6(11) 契約保証金	契約保証金の免除の条件「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合」を具体的に明示してください。	質問0-36を参照してください。
0-38	p. 17 6(11) 契約保証金	過去2年間に…………… 契約保証金を免除する、とありますが、  過去2年間に契約締結かつ竣工引渡しをしている必要があるでしょうか？或いは、契約締結は2年以上前であっても引渡しが過去2年内であれば宜しいでしょうか。  契約保証金が免除されない場合の契約保証条件は何でしょうか。	については、引渡が過去2年以内に完了していれば、契約締結が過去2年以上前であっても構いません。その際、実績確認資料として、工事契約締結の写し及び工事検査結果通知書の写し、もしくは、工事契約締結の写し及び工事完了に伴う工事費の振込みのあった通帳の写しを添付してください。 については、質問0-34を参照してください。
0-39	p. 17 6(11) 契約保証金	過去2年間の施工実績について以下の点をお示し下さい。 過去2年間の起点となるのは資格確認基準日(平成14年11月1日)という理解で宜しいでしょうか。 施工の実績とは過去2年間に竣工・引渡を行ったということなのでしょうか。工事中でも良いのでしょうか。 図書館については規模(延床面積等)の基準はあるのでしょうか。	については、ご指摘の通りです。 については、質問0-38を参照してください。 については、特に基準はありません。
0-40	p. 17 6(11) 契約保証金	対象物件に関して、契約・施工中・竣工のいずれかの状況が過去2年間に行われていればよいのでしょうか。	質問0-38を参照してください。
0-41	p. 20 7(2) 提出書類の作成要領について	募集要項20頁ア. 一般的事項の4点目は、「今回提示された別添資料3の様式集に係る提案書類は、すべてMicrosoft社のWord又はExcelで作成し、電子データも書類と一緒に提出する」と理解してよろしいでしょうか？	ご指摘の通りです。ただし、図面等については、極力Word又はExcelへの貼り付けとし、電子データ化が困難な場合は紙面のみとします。

0-42	p. 20 7(2)ア 一 般的事項	提出の指定のある書式については、ワードまたはエクセルを使用して作成とありますが、参考資料(添付図面・イラスト等)については提出の指定がないと考えてよろしいでしょうか。	質問0-41を参照してください。
0-43	p. 20 7(2) ア一 般的事項	提出の指定のある様式にExcelを使用して作成する場合、演算式を残しておく必要があるでしょうか。或いは、数値のみのデータで宜しいでしょうか。	応募者の業務上支障がない範囲で、演算式を残してください。
0-44	p. 21 8. 契約に 関する事項	事業者の債務不履行時のペナルティ条項について記載がありませんが、特に想定されていないということでしょうか。例えば、SPCが契約に則り誠実に業務を履行していたとしても、不測の事態が発生し契約の継続が困難となった場合、どのようなペナルティが想定されるでしょうか。	契約条件規定書の「第46条(町による事業者との本契約の終了)」を参照してください。
0-45	全般	募集要項等には町と事業者とのリスク分担表が添付されていませんが、町と事業者とのリスク分担は実施方針(平成14年7月)p.16～17の別添資料:想定されるリスク分担表の内容であるという理解で宜しいでしょうか。	基本的な考え方は実施方針のリスク分担表の通りですが、契約条件規定書に記載されている事項が全般に渡って優先します。